

令和5年9月1日

保護者の皆様へ

柏市教育委員会

治癒証明書等の取扱いの変更について

日ごろから、本市教育行政につきまして、御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、これまでは、感染症により出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、インフルエンザは保護者記入の「インフルエンザ経過報告書」、新型コロナウイルス感染症以外の感染症は医師記入の「治癒証明書」をいただいておりますが、証明書の取得に係る負担軽減を図るため、治癒証明書等の取扱いの見直しを行いました。今後は、本市における対応を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

今後とも、引き続き、感染症の流行防止に御協力をお願いします。

記

1 登校再開時の必要書類

【様式1】「療養報告書」を保護者が記入して学校に提出

※今までの「治癒証明書」「インフルエンザ経過報告書」は廃止

2 対象の疾病名

【別紙】「学校において予防すべき感染症一覧」に記載のとおり

3 実施開始日

令和5年9月11日（月）の登校より

4 お願いしたいこと

・医療機関を受診した際、医師に「疾患名」「発症日」「登校再開可能な日」を確認してください。

・上記について、すみやかに学校に連絡してください。

・出席停止期間の基準に定められた期間は，登校を控えてください。

5 その他

様式は，柏市ホームページに掲載します。

■問い合わせ先

学校教育課 保健担当

電話 04-7190-5781